

(和歌山県内の国公立高等学校等用)

令和7年度 しょうがく 奨学 きゅうふきん のための給付金 通常申請について

(和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項)

和歌山県教育委員会では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当される世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

この給付金を受け取るには、基準日（令和7年7月1日）現在の世帯の状況に基づいた申請の手続きが必要になります。

※早期給付を申請された場合も申請（7～3月分）が必要です。

※認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度（高等学校等就学支援金または学び直し支援金）とは別の申請手続きですのでご注意ください。

対象となる世帯

●令和7年7月1日現在、次のすべてに該当している世帯

- 1 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。
※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。
- 2 保護者等の令和7年度（令和6年中）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が0円（非課税）（以下、非課税世帯）または生活保護（生業扶助が措置されている世帯）を受給していること（以下、生活保護受給世帯）。
- 3 生徒が高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること。
- 4 生徒が高等学校等就学支援金の対象である学校（国公立高等学校、高等専門学校（第1学年～第3学年））に在学していること（特別支援学校の高等部除く）。

※以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・令和7年7月1日現在、在学している学校を休学している。
- ・生徒が児童養護施設等に入所または里親に養育を委託されており、見学旅行費または特別育成費の対象となっている（母子生活支援施設の高校生等を除く）。
- ・保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない。

申請期間

●令和7年7月1日（火）から令和7年8月7日（木）まで

申請方法

●提出書類

- ・受給申請書（表面）「1 申請についての確認事項」にチェックした項目に応じて、下表から必要な書類（○印がついたもの）を添えて申請してください。
- ・対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

申請についての確認事項 チェック項目 添付書類	①② 基準日現在生活保護（のうち生業扶助）を受けています。	③ 以前の給付金申請でマイナンバーが確認できる書類を提出済みです。 ※提出したかどうか不明な方はお手数ですが再度提出をお願いします。	⑥ 上記①～⑤のいずれにも該当しません。
受給申請書	○	○	○
振込先の通帳のコピー ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳の部分やカードのコピーが必要 ※ネットバンク等の口座情報画面等でも可	○ (※)	○ (※)	○ (※)
生活保護受給証明書（原本） ・発行日が令和7年7月1日以降のもので受給している <u>扶助の種類がすべて記載されているもの</u> ・申請者及び生徒が記載されているもの	○		
保護者等全員のマイナンバー関係書類または課税証明書 ・マイナンバー関係書類を提出する場合は、同封の貼付等台紙（別記第4号様式）を併せて提出してください。（住民票は貼付不可）			○

※申請書表面の「以前の奨学給付金申請で記載した口座から変更しません。同じ口座への振り込みを希望します。」にチェックした場合は通帳の写しは添付不要となります。

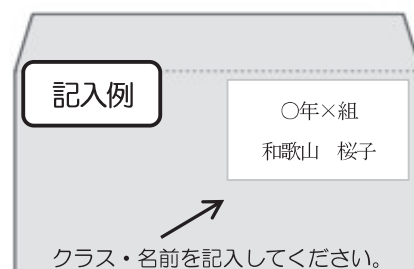
○添付書類について、「課税証明書」の代わりに使用できる書類は、以下のとおりです。

- ・保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書（コピー可）
- ・自営業などの場合は、毎年6月に発行される納税通知書（コピー可）

○過去にDV・虐待等の被害を受けた方またはDV・虐待等の被害を受けるおそれのある方は、不開示申出書も併せて提出してください。（マイナンバー関係書類を提出する場合のみ）

●申請書類の提出先

- ・申請書類が入っていた封筒にクラス・名前等をご記入の上、在学している学校へ提出してください。
- ・郵送でマイナンバー関係書類を提出する際は、本人確認書類を同封し、送達記録の分かる形式で提出をお願いします。（別添貼付等台紙参照）



支 給 額

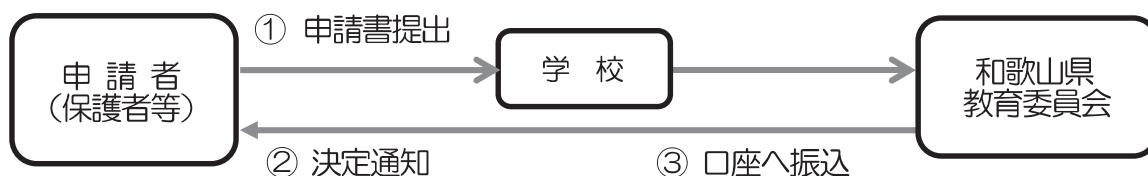
世帯区分	課程別	支給額 (年額)	支給額 (早期給付を申請された方)	
			(7～3月分)	(4～6月分)
生活保護受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300 円	24,225 円	8,075 円
非課税世帯	全日制・定時制	143,700 円	107,775 円	35,925 円
	通信制	50,500 円	37,875 円	12,625 円

○世帯区分については、令和 7 年 7 月 1 日現在の状況で判断します。

偽りその他不正の手段により給付金を受給したときまたは明らかに給付金を教育費以外の目的に使用したと認められるときは、受給した給付金を直ちに返還していただきます。

給付金受け取りまでの流れ

- ① 申請書等提出（学校へ）
- ② 書類審査後、支給または不支給決定の通知文書を教育委員会より申請者あて送付
- ③ 支給決定の場合は申請者（保護者等）の口座へ入金



口座への入金時期については、12月頃を予定しています。

（お願い）振込日に関するお問い合わせをいただきますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。
また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別高校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

問い合わせ先 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班
TEL：073-441-3728 または 073-441-3758

Q & A

Q 1 住民税が非課税でない対象にならないのですか。

A 1 県民税と市民税の所得割額が0円の場合は対象となります。よって住民税額が5,500円（県民税の均等割額が1,500円、市民税の均等割額が3,000円、森林環境税が1,000円）の場合は対象となります。

Q 2 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか。

A 2 課税証明書による所得確認ができないため、対象外となります。

Q 3 申請者が外国籍の場合は対象になりますか。

A 3 日本国内に住所を有していれば対象となります。

Q 4 祖父母も一緒に暮らしていますが、祖父母に収入がある場合はどうなりますか。

A 4 「親権者」がいる場合は「親権者」の収入で判断しますので、その場合には祖父母の収入は含みません。

Q 5 認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度（就学支援金または学び直し支援金）の申請と重複する書類等は省略できますか。

A 5 認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度（高等学校就学支援金または学び直し支援金）の届出書等に添付しているものとは別に提出が必要です。生活保護受給証明書については原本、課税証明書等についてはコピーでも可能です。

Q 6 給付金支給後に退学した場合は、返還を求められますか。

A 6 申請後に退学した場合は返還を求めません。（支給は基準日で判断します。）

Q 7 申請書提出後に申請内容（氏名・住所・口座情報等）が変わった場合はどうしたらよいですか。

A 7 学校に連絡して「申請事項変更届」を提出してください。